3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　産業界の動向や地域の実態に着目するとともに，工場の見学及び実験・実習などを通して，具体的に理解できるよう工夫して指導すること。

イ　〔指導項目〕の(2)から(6)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，セラミック工業と地域の発展との関わり，セラミック工業と日本の産業の発展との相互の関連を扱うこと。また，製造工程についても扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)のアについては，機能性セラミックスの開発を支えた技術の概要を扱うこと。イからエまでについては，セラミックスの多様な機能及び用途を扱うこと。また，機能性の原理に関する内容を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)のアについては，地域産業の発達の歴史と関連付けて扱うこと。イについては，代表的な原料の特徴と製造工程を扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)のアについては，ガラス工業の現状についても扱うこと。イについては，代表的なガラス製造工程を扱うこと。ウについては，ガラスの特徴と用途を扱うこと。エについては，ほうろうの製造工程と用途を扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，耐火物を利用する製造業についても扱うこと。イについては，天然原料と人工原料の製造工程を扱うこと。ウについては，具体的な窯炉と関連付けて扱うこと。

第51　繊維製品

1　目　標

工業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，繊維及び繊維製品を取り扱う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 繊維及び繊維製品について製造方法や製品の特性と社会生活との関係を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 繊維及び繊維製品に関する課題を発見し，技術者として科学的な根拠に基づき工業技術の進展に対応し解決する力を養う。

(3) 多様な繊維及び繊維製品の製造や品質改善する力の向上を目指して自ら学び，繊維産業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 繊維と繊維製品

ア　繊維製品の役割

イ　繊維の種類と性質

ウ　新繊維

(2) 糸と布類

ア　糸の種類と性質

イ　布の種類と性質

(3) 繊維の二次製品

ア　繊維の二次製品の種類

イ　アパレル製造

ウ　品質試験，品質管理

エ　日本の伝統織物

(4) 繊維製品の企画

ア　繊維製品の消費動向と市場調査

イ　繊維製品の企画と開発

ウ　繊維製品の流通

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(4)については，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，扱わないことができること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，天然繊維及び化学繊維を扱うこと。また，生活用及び産業用繊維の新素材について，特徴と用途を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，糸と布類の組織，構造，製造及び用途を扱うこと。また，性質を調べるための試験方法の原理を扱うこと。イについては，織物，ニット，組物，レース及び不織布を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，衣料及び産業用資材などの用途を扱うこと。また，日本の伝統織物についても扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)については，市場調査による繊維製品の消費動向の把握及び繊維製品の消費動向を踏まえた製品の企画の重要性を扱うこ